

審査ニュース 156号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは、最近かなり多く見かける「計量混合調剤加算」の査定事例等についてご紹介します。レセプト摘要欄への記載は、請求の意図をはっきりさせるために大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。キチンと調剤し、請求したつもりが査定された事例を紹介します。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

・計量混合調剤加算

(処方された医薬品が微量のため、乳幼児に対してそのままでは調剤又は服用が困難である場合において～)

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

事例1 (原審事例)

〈処方〉

テグレトール細粒50% 0.3g 1日2回朝夕食後
30日分
(平成22年10月 生)

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	テグレトール細粒50% 0.3g 【内服】 1日2回朝夕食後	1	30	81	30	計45
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義？】
テグレトール細粒 50% 0.3g 1種類
で、計量混合調剤加算の算定はいかがで
しょうか？



〈審査結果〉 ※原審

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	テグレトール細粒50% 0.3g 【内服】 1日2回朝夕食後	1	30	81	30	計45
摘要									

※本来医薬品1種類での計量混合調剤加算はありません。
審査機関における審査用コンピュータのプログラムでは、薬剤1種類での計量混合調剤加算の算定に対し疑義表示します。そのような請求では概ね「査定」処理となります。摘要欄等に加算を算定すべき「理由」と「行為」の記載があれば、審査委員の判断により「査定」とならないこともあります。

『調剤報酬点数表の解釈(平成24年版)』のP38(3)に「処方された医薬品が微量のため、乳幼児に対してそのままでは調剤又は服用が困難である場合において、医師の了解を得た上で賦形剤、矯味矯臭剤等を混合し、乳幼児が正確に、又は容易に服用できるようにした場合は計量混合調剤加算を算定できる。ただし、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている場合はこの限りではない」とあります。テグレトール細粒50%は1日量0.3gで1日2回朝夕食後に服用です。分包した結果1包が0.15gとなり、微量であり調剤及び服用が困難であると考えられます。また患者は乳幼児であることも確認できます。薬局に確認した結果、この事例では計量混合調剤加算45点(乳幼児・微量)が算定可能となりました。これは平成24年度調剤報酬改定で廃止となった計量混合調剤加算90点(特別の乳幼児用製剤を行った場合)と同じ考え方です。疑義照会の上、摘要欄にその旨のコメントがあれば、疑義の対象とはならなかったでしょう。

疑義照会により、医師の了解を得て薬価収載されている乳糖等を混合したのであれば、乳糖等についてもレセプト処方欄に記載することも方法のひとつです。(薬歴、処方せん備考欄には疑義照会内容の記載は必要です)

<調剤報酬点数表の解釈平成24年版 p38(3) p82(問5) / 保険調剤Q&A p208 Q5 参照>

〈疑義とならないケース〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	テグレトール細粒50% 0.3g 乳糖水和物 0.3g 【内服】 1日2回朝夕食後	1	30	81	30	計45
摘要 テグレトール細粒は微量で調剤や服用が困難なため疑義照会の結果、乳糖0.3gを混合する旨医師の了解あり。									

事例2 (査定事例)

〈処方〉

オゼックス細粒小児用15% 1g 1日2回朝夕食後
4日分
(平成22年2月 生)

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	2・25	2・25	オゼックス細粒小児用15% 【内服】 1日2回朝夕食後	1g	57	4	20	228	計45
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義？】
オゼックス細粒小児用15% 1g 1種類
で、計量混合調剤加算の算定はいかがで
しょうか？



〈審査結果〉 ※査定

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	2・25	2・25	オゼックス細粒小児用15% 【内服】 1日2回朝夕食後	1g	57	4	20	228	—計45—
摘要										

※本来医薬品1種類での計量混合調剤加算はありません。

審査機関における審査用コンピュータのプログラムでは、薬剤1種類での計量混合調剤加算の算定に対し疑義表示します。

そのような請求では概ね「査定」処理となります。

摘要欄等に加算を算定するべき「理由」と「行為」の記載があれば、審査委員の判断により「査定」とならないこともあります。

この事例も乳幼児であり、事例1と同様の理由で計量混合調剤加算を算定したものと思われます。

しかしながらここでは1包が0.5gであり、微量のため調剤及び服用が困難であるとは考えられません。

この場合では審査委員の判断も加わって、計量混合調剤加算45点はそのまま「査定」処理となりました。

＜調剤報酬点数表の解釈平成24年版 p38(3) p82(問5) / 保険調剤Q&A p208 Q5 参照＞

審査ニュース

事例3 (査定事例)

〈処方〉

セレスタミン配合シロップ 3ml 1日3回食後
5日分
(平成23年10月 生)

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	セレスタミン配合シロップ 3ml 【内服】 1日3回食後	2	5	25	10	計35
摘要									



審査委員会での【請求に対する疑義？】
セレスタミン配合シロップ3ml 1種類
で、計量混合調剤加算の算定はいかがで
しょうか？



〈審査結果〉 ※査定

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	セレスタミン配合シロップ 3ml 【内服】 1日3回食後	2	5	25	10	計35
摘要									

※本来医薬品1種類での計量混合調剤加算はありえません。
審査機関における審査用コンピュータのプログラムでは、薬剤1種類での計量混合調剤加算の算定に対し疑義表示します。
そのような請求では概ね「査定」処理となります。
摘要欄等に加算を算定すべき「理由」と「行為」の記載があれば、審査委員の判断により「査定」とならないこともあります。

この事例も乳幼児であり、事例1と同様の理由で計量混合調剤加算を算定したものと思われます。
ここでは1回量が1.0mlであり、微量のため調剤及び服用が困難であるとは考えられません。
また液剤は微量であっても、水で希釈することにより容易に服用できます。(希釈は計量混合調剤ではありません)
この場合では審査委員の判断も加わって、計量混合調剤加算35点はそのまま「査定」処理となりました。

<調剤報酬点数表の解釈平成24年版 p38(3) p81(問4) p82(問5) / 保険調剤Q & A p208 Q4 Q5 参照>

事例4 (査定事例)

〈処方〉

(

ビオスリー配合散	0.6g	1日3回食後
		2日分

)
 (平成19年12月 生)

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ビオスリー配合散 0.6g 【内服】 1日3回食後	1	2	10	2	計45
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 ビオスリー配合散0.6g 1種類で、計量
 混合調剤加算の算定はいかがでしょう
 か?



〈審査結果〉 ※査定

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ビオスリー配合散 0.6g 【内服】 1日3回食後	1	2	10	2	計45
摘要									

※本来医薬品1種類での計量混合調剤加算はありえません。
 審査機関における審査用コンピュータのプログラムでは、薬剤1種類での計量混合調剤加算の算定に対し疑義表示します。
 そのような請求では概ね「査定」処理となります。
 摘要欄等に加算を算定するべき「理由」と「行為」の記載があれば、審査委員の判断により「査定」とならないこともあります。

この事例では1包が0.2gとなり微量であると考えられます。事例1と同様の理由で計量混合調剤加算を算定した
 ものと思われます。
 しかしながら患者は乳幼児ではありません。計量混合調剤加算45点(乳幼児・微量)が算定できるのは、乳幼児
 においてのみです。
 従って計量混合調剤加算45点は、そのまま「査定」処理となりました。

<調剤報酬点数表の解釈平成24年版 p38(3) p82(問5) / 保険調剤Q&A p208 Q5 参照>

審査ニュース

事例5 (査定事例)

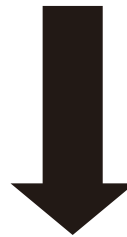
〈処方〉

ツムラ麻黄湯エキス顆粒 (医療用) 2.5g 1日2回朝夕食前
3日分
(平成24年7月 生)

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ツムラ麻黄湯エキス顆粒 (医療用) 2.5g 【内服】 1日2回朝夕食前	2	3	15	6	計45
摘要	漢方薬は苦く服用困難のため、医師の了解を得、コーヒーフレーバー1.25g混合。								

審査委員会での【請求に対する疑義?】
ツムラ麻黄湯エキス顆粒 (医療用)
2.5g 1種類で、計量混合調剤加算の算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 ※自家製剤加算に振替査定

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ツムラ麻黄湯エキス顆粒 (医療用) 2.5g 【内服】 1日2回朝夕食前	2	3	15	6	自20
摘要	漢方薬は苦く服用困難のため、医師の了解を得、コーヒーフレーバー1.25g混合。								

※本来医薬品1種類での計量混合調剤加算はありえません。
審査機関における審査用コンピュータのプログラムでは、薬剤1種類での計量混合調剤加算の算定に対し疑義表示します。
そのような請求では概ね「査定」処理となります。
摘要欄等に加算を算定すべき「理由」と「行為」の記載があれば、審査委員の判断により「査定」とならないこともあります。

この事例は計量混合調剤加算45点 (乳幼児・微量) と、自家製剤加算20点 (乳幼児) を間違えて算定したものと
思われます。

患者は乳幼児であり、漢方薬がのめないためにフレーバー等を加えています。

『調剤報酬点数表の解釈 (平成24年版)』のP37 (8) に「通常、成人又は6歳以上の小児に対して矯味剤等を加える必要がない薬剤を6歳未満の乳幼児に対して調剤する場合において、薬剤師が必要性を認めて、処方医の了解を得た後で、単に矯味剤等を加えて製剤した場合であっても、自家製剤加算を算定できる」とあります。
これは平成24年度調剤報酬改定で廃止となった自家製剤加算120点 (特別の乳幼児用製剤を行った場合) と同じ考え方です。

従って計量混合調剤加算45点 (乳幼児・微量) は、自家製剤加算20点 (乳幼児) に「振替査定」処理となりました。

なお自家製剤を行う際に使用するフレーバー等は、保険請求できません。

<調剤報酬点数表の解釈平成24年版 p37(8) p79(問2, 8, 9) 参照>

事例6 (原審事例)

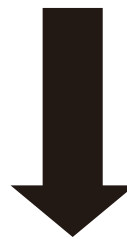
〈処方〉

ゾピラックス顆粒40% 2g
 乳糖水和物 1g 1日4回食後・就寝前
 (混合) 3日分
 (平成23年8月 生)

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ゾピラックス顆粒40% 乳糖水和物 【内服】 1日4回食後・就寝前	2g 1g 74	3	15	222	計45
摘要	乳糖水和物は処方上に記載あり、医師の指示により混合。服用し易くするため。								

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 乳糖水和物と他の薬剤1種類とで、計量混合調剤加算の算定はいかがでしょうか?乳糖水和物は薬効がありません。



〈審査結果〉 ※原審

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	ゾピラックス顆粒40% 乳糖水和物 【内服】 1日4回食後・就寝前	2g 1g 74	3	15	222	計45
摘要	乳糖水和物は処方上に記載あり、医師の指示により混合。服用し易くするため。								

※本来効能効果のない「乳糖水和物」と他の医薬品1種類とでは、計量混合調剤加算を算定できません。そのような請求では概ね「査定」処理となります。しかし事例1のほか、処方せんに「乳糖水和物」が記載され用量指示のある場合は、乳糖に医療上の必要性があると考えられます。

この事例のように処方せんに記載があり、摘要欄等に「処方上の記載による医師の指示」、並びに「医療上の必要性の理由(苦味防止等)」についてコメントしていれば、乳幼児でなくても、また微量でなくても計量混合調剤加算を算定できます。なおレセプトにおいて処方せん上の記載が判断できないときは査定、又は返戻し処方せん添付の上再請求となることがあります。また精製水については単なる希釈と考えられるので、計量混合調剤加算は算定できません。

このように算定すべき「理由」と「行為」の記載があれば、審査委員の判断により「査定」とならないこともあります。思いもよらない査定や返戻を避けるため、摘要欄は必ず活用しましょう。

この事例では「原審」処理となりました。

<調剤報酬点数表の解釈平成24年版 p81(問4) p82(問) / 保険調剤Q & A p208 Q4 Q5 参照>



＜支払基金の「突合点検」結果について＞

処方箋内容			保険薬局の誤請求内容		投与 日数	誤請求理由	保険薬局への 査定内容	査定 事由
			イリボー錠 5 μ g	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			オゼックス点眼液 0.3%	5ml		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ホクナリンテープ0.5mg	6枚		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
タミフルドライシロップ 3%	1.8g	5日分	タミフルドライシロップ 3%	1.8g	8日分	処方箋内容と不一致(投与日数入力誤)	8日分⇒5日分に査定	B
			キサラタン点眼液 0.005%	2.5ml		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ジクアス点眼液 3%	5ml	3瓶	医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ヒアレイン点眼液 0.1%	5ml	3瓶	医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ノルバスク錠 5mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			デジオバン錠 40mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			アクアチムクリーム 1%	10g		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			アクアチムローション 1%	20ml		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			イナビル吸入粉末剤	2キット		患者名の誤入力	全て0 (病名突合)	C
			ケタス点眼液 0.01% 0.5mg	5ml	1瓶	医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			サンテゾーン 0.05% 眼軟膏	3.5g		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A

査 定 事 由	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他